

元治元年前半の薩摩藩の諸問題

——小松帯刀の動向を中心に

町田 明広

はじめに

元治元年（一八六四、文久四年から二月二十日改元）は文久期と慶応期に挟まれた、わずか一年足らずの期間であったが、大きな時代の転換点となった。文久期は政権運営が難しくなった幕府が和宮降嫁などで延命を図り、一方で西国雄藩も、例えば長州藩の航海遠略策や薩摩藩の率兵上京を伴う人事介入など、国政に容喙しようと試みた。その際に大きな障害となったのが、通商条約の是非をめぐる朝幕間の乖離であった。そのため、藩是を破約攘夷に転換した長州藩が一気に抗幕へと舵を切り、中央政局を牛耳る勢いを示した。

こうした長州藩を中心とする即今破約攘夷派に立ちほだかつたのが、八月十八日政変を画策した薩摩藩・島津久光であった。^①安政五年（一八五八）に島津斉彬が死去すると、遺言に

より久光の実子茂久（明治元年に忠義と改名）が第十二代、最後の藩主となった。文久元年（一八六一）二月、老中久世広周は將軍家茂の意を踏まえ、藩政補佐を久光に命じた。これを受け、久光は四月に宗家に復帰し、「国父」と呼称されて名実ともに藩政の中枢に座った。

久光は小松帯刀・中山中左衛門・堀次郎（伊地知貞馨）・大久保一蔵からなる「久光四天王」の登用による側近体制を確立し、文久二年（一八六二）の率兵上京を嚆矢として、主として中央政局において国事周旋を精力的に推し進め、国政に関与し続けた。その際の方針は「天皇親裁体制」の実現であり、つまり、国家の意思決定やその実行に關しての仕組みを改編し、最終的には天皇の意志である勅諭によって幕政の方針を支配し、重要な案件の決定権を幕府・老中から奪うことにあった。

しかし、同年八月の生麦事件から翌文久三年（一八六三）

七月の薩英戦争に至るイギリスとの緊張関係によって、その間は藩全体が臨戦態勢となり、国事周旋から遠ざかるを得なかったが、薩英戦争の講和談判以降、イギリスとの関係は改善を始める。さらに、八月十八日政変によって、過激な即今破約攘夷派を京都から駆逐したことから、久光は上京して国事周旋を行なうことが可能となった。その最大の成果は、元治元年一月から三月にかけての朝政・幕政への参画であった。久光は任官のうえ、朝政参与に任命され、また老中御用部屋入りを許された。

しかし、久光の絶頂も一橋慶喜との軋轢からあっけなく瓦解し、追い打ちをかけるように、薩摩藩の絶対的庇護者で、久光の名代でもあった朝彦親王という朝廷随一の實力者を、慶喜に奪い取られた。このため、中央政局に見切りをつけた久光は、四月十五日に退京した。そして、朝廷は幕府の望み通り、大政委任を沙汰し、朝幕間の蜜月時代が到来した。朝廷はこれ以降、孝明天皇の意を受けた朝彦親王と関白二条斉敬が一會桑勢力と結ぶ政権を確立する。

主として、これ以降の元治元年の薩摩藩の動向については、拙稿「元治国是の確立と大政委任」「禁門の変における薩摩藩の動向」「元治元年の中央政局と薩摩藩——禁門の変に至る道程」および学会報告「長州征伐と薩摩藩——西郷吉之助の動向から」で、先行研究におけるさまざまな課題を考察す

ることに努めた。しかし、その過程で新たな課題も生じている。

本稿では、久光退京後の中央政局に着目し、在京要路の長州藩の動向に対する認識と対応策、および主として孝明天皇の視点から捉えた大政委任後の朝廷の動向を論じたい。また、中央政局に欠かせない存在となる西郷吉之助の召喚の経緯を丹念に追いながら、西郷の国事周旋開始時の動向を明示したい。加えて、この時期の周旋には莫大な経費が必要となったが、薩摩藩の財政問題についても、財源の確保や貿易振興計画といった側面から論究したい。

また、薩摩藩の事実上のナンバー2である家老小松帯刀について、中央政局および薩摩藩の両者において、極めて重要なキーパーソンであることを、京都での小松の動向や藩内の言路洞開を求める勢力の実態、および小松の帰藩要請やそれに対する朝廷の反応の考察によって明らかにしたい。総じて、禁門の変勃発前の元治元年前半の薩摩藩の動向を多角的に論証することを目的とする。

1 久光退京後の中央政局と薩長関係

薩摩藩の動向であるが、朝政参与体制が崩壊し、天皇親裁路線が敗北したため、島津久光は元治元年四月十八日に退京

し、大坂経由で五月八日に帰藩した。大久保一藏・高崎正風・高崎五六らが追従し、小松帯刀・西郷吉之助・吉井友実・伊地知正治らが在京のままであった。久光次男の島津久治(図書)が久光の名代として在京していたが、単なる傀儡的名代に過ぎず、あくまでも小松が薩摩藩を代表し、指揮命令権を掌握していた。

ところで、「久光公御上京及ヒ警衛兵隊」(旧邦秘録抄)³によると、「引卒セラレタル兵ハ御城下七隊内一隊大砲、諸郷兵七隊内大砲此ノ人員上下千五百余名」であったが、久光は三分の一にあたる五百の兵力を残留させた。その目的であるが、「諸藩人数ヲ殘禁關守衛ニ備フ、我人数ハ五百ヲ殘御名代図書殿是ヲ宰シテ非常ニ備ラル」⁴と御所警衛のためであった。当時は諸侯が次々に退京を始めており、確かに、他藩も警衛のための人数は残したものの、財政問題も相俟って兵力と呼べるような在京藩士は残っておらず、薩摩藩の五百は過大な兵数である。

しかし、御所警衛もさることながら、長州藩の率兵上京に伴う戦闘を意識していたことは自明である。薩長関係は八月十八日政変および薩摩藩船砲撃によって、この時期は最も関係が冷め切っており、一触即発な関係にあった。すでに文久四年二月九日には、久光は国許の藩主茂久に対し、「長之御処置初り候ハ、戦争ニ至り可申歎も難計候間、其許人氣奮発

之処、折角無御手拔様奉存候⁵と、出兵の怠りない準備を指示しており、茂久はそれに応えて軍事操練を繰り返していた。久光退京直前の在京要路の長州藩に対する認識と対応について、芸州藩に派遣されていた市来四郎書簡によって確認したい。

一体割拠ノ手当ノミ専ニ被伺候得共、國中ノ固ヲ能クイタシ、其後ハ必ス京撰ノ間ニ押出シ、何事カ大事ヲ可為ニハ違無之ト広島ノ説、此見居ハ誰モ京都ニテ小松・大久保氏杯モ其通りニテ、随分何時暴動ニヨリ候共、混雜不致内実ノ御手当ニ相成り、兵糧ノ手当ハ先達テ大久保氏ヨリ内々私へ被申聞、広島様ヨリ玄米一万石早々相談ニヨリ、内八千石余ハ相請取京・伏・坂ノ三ヶ所ニ御困ニ相成り、誠ニ気強キ次第ニ御座候、偏ニ広島交易ノ詮ナリト、小松・大久保・伊地知正治殿杯ヨリ被申候

これによると、長州藩は一途に割拠の体であり、すべての藩境を嚴重に固めたうえで率兵上京し、騒乱を引き起こすに相違ないというのが芸州藩の見方である。在京の小松・大久保も同様の認識で、いつ戦闘が始まってでも大丈夫なように諸手当を始めており、兵糧米については、大久保からの指示で芸州藩と一万石の購入の商談に及び、すでに八千石は上方に

移送が完了していると述べる。薩摩藩の用意周到な準備が、久光退京という事態の一方で進められていた。

久光は帰藩にあたり、在京藩士に対して「将来他事二巨ラス、一向禁闕ノ守護ニノミ力ヲ尽スヘシ」と御所の警衛のみを命じる諭告をした。久光は大政委任を望んでいたものの、あくまでも勅諭主義に基づく天皇親裁体制を志向しており、譜代専制に戻りかねない文字どおりの大政委任は欲していなかった。この段階も朝幕が想像以上に接近した公武融和体制であり、久光の入り込む余地は残されていなかった。

しかも、上方では薩摩藩・久光を誹謗中傷する貼紙・風評が流布する逆風であり、加えて、政敵ともいえる一橋慶喜が中央政局の中心に座っている以上、当面は情勢を座視するしか術がなかった。このような状況下では、在京藩士が国事周旋を図ることは、厳に慎むべきとの判断が下されたのは、至極妥当な政略であろう。

小松以下、在京藩士はその遺策を順守して「敢テ他ニ喙ヲ容レサルニ依リ、他ヨリ見ル処ハ何カ包蔵スル旨アラン、或ハ因循ニ流レタリ、種々ノ誹評ヲ受クルニ至レリ」と、周りの雑言をまったく無視して禁裏守衛一筋に尽くすことを明言する。そして、「如斯ナルモ当時長藩及ヒ浮浪ノ徒堂上方ヲ寵絡シ、奸謀ヲ用ルコト甚シキカ故、洞見シ玉フ処アルカ故ナリ」と、長州藩およびそれを支持する廷臣や尊王志士の動

向を熟視していた。

当時の朝廷の情勢であるが、大政委任・横浜鎖港をめぐる王政復古派廷臣は対決姿勢を強めており、井上大和（弥八郎）書簡（大久保宛、五月十一日）によると、議奏・武家伝奏への投書などもあって、朝彦親王・近衛忠熙が国事御用掛の辞任を申し出ている。しかし、「無名之投書二付、御辞職トハ余御残念之御事ト、山階宮様より御差留ニ相成申候」と晃親王の尽力によって回避されている。

一方で、慶喜から二条閔白への要請もあり、王政復古派廷臣を鎮静化するために、五月九日には有栖川宮熾仁親王・有栖川宮帥熾仁親王父子、九条道孝、鷹司輔政を国事御用掛に補任した。しかし、同時に沙汰された一条実良は中山忠能ら門流廷臣と相談のうえ、攘夷実行が横浜鎖港に限定されるなど不徹底であるとし、再三にわたって固辞を続けた。

また、尊王浪士による宮方や国事御用掛への襲撃を恐れ、一会桑による護衛が付けられているが、過剰な反応であり、例えば晃親王の場合も「其日暮時分御退出、御用心ニ而御蜀ト申事故、笑而のミも不被居、御列外御供たる心掛、歩行仕候へとも、あやしき者一人も相扣不申、誠ニ嘆息之至ニ御座候」という有様を伝えている。加えて、薩摩藩起草の文久四年一月二十一・二十七日宸簡に対する疑義が喧伝されており、王政復古派廷臣や浪士の蠢動によって、中央政局が不穏な雰

囲気に包まれ、朝彦親王・二条斎敬政権は動揺を続けていた。

孝明天皇にとっても、大政委任後の混乱は憂慮すべき事態であった。しかし、真に信頼できる廷臣は朝彦親王と二条斎敬しかおらず、廷臣内にさらなる親派を獲得する意向があった。この五月中に両者に宸簡^⑨を下し、「兩人幕習二候へハ、予同上二付」と、三者ともに幕府臆員である者同士と規定し、「実ニ不容易時勢人氣瓦解誠ニ心配候、於兩人深忠魂之辺事新敷申事乍深悦満之儀、是予一分之為ニあらず天下国家之為ニ候得ハ、無腹痛被申呉候段実ニ肝要之儀」と、時勢切迫の折から両者の忠誠に満足を示し、不断の情報提供を求めた。

そして一月宸簡について、「於予も何処迄も真実と申通し候儀、勿論之事二候」と宣言し、正親町三条実愛が自派から離脱する傾向にあることを憂慮する。また、「文面予作二無之事ハ忽各察候訳故、右辺之防方勘考有之度候事」と、天皇の自作でないことは自明であるとしながらも、隠蔽の方策を求め、慶喜に至急この事実を了解させるように促した。

加えて、「警衛人数へ一際嚴重実ニ無油断辺申渡し有之度」と、嚴重で油断のない身辺警護を要求することを欲しており、尊王浪士による襲撃を過敏に警戒している。さらに、廷臣について、「帥宮万一人面会達て被乞候ハ、何れ一人聞手有之様精々差向ニ不相成様ニ勘考之事」と、有栖川宮職仁親王が面談を求めてきた場合は、朝彦親王・二条斎敬いずれかの同

席を求めると宮を嫌悪しており、両者が引き籠りや辞職などないように懇請した。

また、「武伝三卿（坊城俊克・飛鳥井雅典・野宮定功）是は宜敷と存候、議奏（正親町実徳・柳原光愛・広橋胤保・正親町三条実愛・阿野公誠・久世通熙・六条有容）之中六条広橋久世之処、精々説得暴説無採用様こちらへ引入之段、精々可被成様存候」と、武家伝奏は全員を親派と位置づけ、議奏の中では六条・広橋・久世を自派陣営に引き込む工作まで依頼している。朝彦親王・二条斎敬政権に与する廷臣がこの段階で色分けされていることが窺える。

2 西郷吉之助の召還と周旋の開始

元治元年春の薩摩藩の動向における特筆すべき事象として、西郷吉之助の赦免・召還問題がある。久光四天王の中山中左衛門・堀次郎（伊地知貞馨）が西郷を忌避していたが、堀は文久二年八月に前年十二月の江戸藩邸の放火問題で藩地に召還されており、藩要路としての地位を失っていた。最も西郷召還に反対していた中山中左衛門は薩英戦争後に失脚しており、堀次郎もその余波からさらに勢威が衰えていた。また、戦争を機に寺田屋事件によって逼塞していた旧誠忠組メンバーが復活を遂げており、西郷召還運動に火がつく下地は整って

いた。

実際にその問題が浮上したのは文久三年の八月十八日政変後であり、その嚆矢は意外にも政変によって排斥された、いわゆる七卿落ちの三条実美ら激派廷臣と真木和泉などの尊王志士からであった。彼らは文久二年四月の西郷流刑の事由を、尊王志士らに与したからと理解しており、かつ西郷の力量を評価し、その人望に期待をかけたと推察される。三条に供奉する土方久元の『回天実記』によると、「大島三右衛門（西郷）流罪にて久しく大島（実際には沖永良部島）に罷居候を誘出可申為め、密使被差遣候一件、今日御治定相成る」（文久三年十月十一日条）¹⁰と、西郷に密使を派遣して亡命を促すことに決したとある。

翌十二日、流刑先の沖永良部島からの西郷召還運動を早速開始した土方は、久留米藩士原道太に面会して「薩州御使の儀」（十二日条）を依頼したところ、原は同意した。その際に原は、真木和泉は西郷と面識もあるので、「方今上国の形勢一変候て諸卿方御立退に相成候始末、並に諸卿方の人となり御器量御頼母敷見受候趣等逐一申述候末、有為の士徒然遠島に送日候時機に無之候へは、何とか工夫致候て早々世に出候様との旨趣」を含む書面を別に認めてもらい、西郷に差し出すことを提案した。

土方は、翌十三日に西郷と親しい下関の白石正一郎を訪ね、

原道太に持たせるための西郷への紹介状を依頼したが断られたため、沖永良部島からの亡命幫助は断念した。しかし、諦めきれない原は土佐藩浪士で七卿従士の松山新藏とともに二十日頃には入薩を果たしたが、西郷召還は当然のことながら叶わなかった。とは言え、原らの言説が旧誠忠組などの西郷親派に強い影響を与えたことは想像に難くない。

しかし、小松帯刀や大久保一蔵ら要路は久光の西郷に対する厳しい感情を慮っており、赦免等の上申をすることは困難であった。その状況に危機感を覚えた在京薩摩藩有志は、東山に会合して久光に直訴することを決議し、黒田清綱・折田年秀を代表に選び、その両名は死を賭して久光に当たることを表明した。

勝田孫彌『西郷隆盛傳』¹²では、この計画を偶然に知った当時の久光側近の一人、高崎五六が驚愕して大久保とともに小松に内報し、久光の知るところとなったとする。また『大西郷全集』¹³では、折田を伊地知正治とし、黒田・伊地知からではなく、小松・大久保に久光説得を依頼したが辞退されたため、高崎正風・五六に依頼し、赦免が叶わなければ有志の面々が割腹する覚悟であると迫り、ようやく両者の同意を得たとする。

久光は当初激怒したものの、「左右みな賢なりといふか。然らば即ち愚味の久光獨り之を遮るは公論にあらず。宜しく

太守公（藩主茂久）の裁決を請ふべし」と述べ、久光はくやしげに煙管を噛みしめたため、齒痕が残ったと伝えられる。岸良七丞が藩地に派遣され、茂久の裁可を得たため黒田らの計画は中止され、また、西郷召還の使者は最も親交がある吉井友実と決まった。なお、西郷赦免決定について、具体的な日時を特定することはできないが、以下述べる大久保と吉井の書簡のやり取りから、十一月中旬頃までには、久光の入京が十月三日であることから、それからまもなくであることが窺える。

大久保はその決定に欣喜雀躍し、一刻も早い召還を期して、江戸にいる吉井友実に書簡（未詳）を発し上京を促した。吉井書簡（大久保宛、文久三年十二月）によると、「大島一條、飛揚此事に御座候、就ては、小夫航海之命相下候模様由、誠に以難有次第、年中を限り上京可仕候間、左様御承知可被下候」とあり、親西郷派藩士の高揚感がこの文面から汲み取れる。

ところで、久光は西郷召還の経緯について、上京後の日記である「久光公上京日録」において、一切言及をしておらず、唯一、「吉井仲助・西郷信吾・福山清歳三人、大島吉之助赦免一条ニ付帰国申付候事」とのみの記載である。一方で、藩主茂久には書簡を発して以下を申し送った。

大島一條、きしらより細事承申候、御書面も拝見いたし候、御尤之義何分免許難相成者候得共、沸騰入り入候次第故、吉井外二人下島申付、能々相探り、其上赦免相成筈相決申候、彼悔悟ニ而尽力いたし候得は、大ニよろしく御座候、しかし其うらニ相成候得は以之外之事、国乱ハ必定ニ御座候、治乱之界此事ニ御座候

これによると、藩主の赦免許可を了解したが、そもそも許し難い者である。しかし、藩士が騒々しく困った次第なので、吉井他二名に沖永良部島行きを命じ、十分に吟味したうえで、赦免を決したと説明する。西郷が悔悟して大いに国事に尽力するのであれば、大いに結構であると期待を寄せているが、その反対になればもっての外であり、藩の内乱は必至でまさに治乱の境であると最大限の憂慮を示した。西郷への期待を認めながらも、それを遥かに凌駕する不信任感が継続しており、その後も久光の西郷への監視の目は厳しく、通説のように、西郷が縦横に中央政局において国事周旋を行なえた訳ではなかった。

元治元年（一八六四）二月二十一日、吉井友実・西郷従道等は胡蝶丸で西郷を迎えに行き、喜界島へ流刑中の村田新八も伴って鹿児島に帰還した。早くも三月四日には西郷は上京を命じられ、十四日に着京後、十八日に久光に謁見して翌十

九日に軍賦役兼諸藩応接係となり、三十五俵の扶持米を沙汰された。四月八日に一代新番、十四日に小納戸頭取・役料米四八俵・御用取次見習、五月十五日に一代小番・小納戸頭取を任命され、久光帰藩後の中央政局において、小松の参謀として、吉井友実・伊地知正治とともに、まずは禁門の変前後の中央政局を舵取りすることになる。

なお、上京早々の西郷が行なった中央政局の分析であるが、「朝廷においては確乎たる基本相立たず、唯今日今日の様子に因て御処置相付け候と申すもの、幕府においては詐謀勝にて如何ともなすべきようこれなく嘆息の次第に御座候、然る処五六侯盟会の御方々迎も幕府離間の策中に陥り、瓦解いたし頓と致し方これなき訳に御座候」と、朝廷は確固たる基本姿勢を立てることができずに日和見的に沙汰を下している。一方、幕府においては権謀術数ばかりで、結局のところ朝幕ともに如何ともし難いと嘆息する。しかも、朝政参与の諸侯も幕府の離間策によって、その体制が瓦解してしまい、どうにもならない事態であるとの厳しい判断を下した。

また、「独木侯誠に不思議の仕合、禍心相萌え候模様に向われ申し候、尹宮も昔日に變し頼りなき次第に相成り嘆くべき第一に御座候」として、慶喜は誠に不審な行動を取っており、將軍職を奪おうとの害心を抱き始めた様子である。また、朝彦親王も昔と違って依頼できない次第になっており、

これが一番の痛恨事であるとする。総じて、「いずれ変乱相待つ外御座なく候」と、中央政局においては騒乱が起ることは必至であるとの認識を示した。久々に中央政局に復帰した西郷には、薩摩藩に逆風が吹き荒れており、これまでの周旋が台無しとなりかねない、とても座視し難いレベルに映ったであろう。

上京早々の西郷にとって、最重要課題は長州藩処分であった。その動向について、当時の鹿兒島宛の西郷書簡で確認したい。

先月下旬長州大臣（家老）御末家（吉川経幹）着坂の様子相聞得候に付き、直様大坂長州の廷に参り説破致したく、一同に申し述べ候処、皆々もつともとの事に御座候故相決し居り候処、一先ず御聴に達し候て相定むべきとの趣に付き、相待ち居り候処、御目見仰せ付けらるる、含みの次第委敷申し上げ候処、殊勝の事ながら此の度は先ず見合わせ候様御達し相成り相控候事に御座候、長薩の間隔も畢竟幕府の策に陥り候訳と相見得申し候、迎も説得いたし付け候儀は六ヶ敷候得共、承引致さず候迎空敷帰し申す間敷、殺し候えば長には人心を失い申すべし、御親切の意相顕れ候処相尽すべきと思ひ居り候処、御差し止め相成り候故、先々控え居り候事に御座候

これによると、三月下旬に長州藩の使者が着坂したと伝聞したため、すぐに大坂の長州藩邸に参上して説得を試みたく、在京要路に告げたところ、全員の同意を得たので久光に言ううえ、決定しようということになった。久光に召されて委細を申し上げたところ、殊勝であるが今回は見合わせるようにとの仰せであったので、控えることになった。

また、薩長の確執も幕府の姦計によるものであり、とても説得することは難しく、承諾しないままであろう。そうならば、そのまま虚しく西郷を生きたまま戻すはずもなく、西郷を殺せば長州藩は人心を失い、薩摩藩に味方するものが現れたところで尽力が可能であると考えた。しかし、久光に中止を沙汰されたために控えることにしたと、この間の経緯を説明した。

なお、西郷はその書簡に「誓って長城に入る身を顧みず、唯皇国を愁いて和親を説く、譬い首を投げうって真卿の血と作らんも、是より多年賊人を駭かさん」との詩を掲げており、「是非長に入て殺されたいと願ひ居り候処、今にて無に相成り候仕合いに御座候、頓と長州の御所置振は相止み候事にておかしなものに相成り申し候」と続けている。西郷は召還に同意した久光に対し、過去を清算した誠意を示すため、死を賭しても取返して危険な行為に走らうとしたのではないか。

西郷のこの姿勢は、その後の政治活動においても貫かれることになる。西郷は五卿移転のために下関に乗り込んだ際や、維新後、征韓論を唱えた際にも、同様な行為を実行ないしは実行しようとした。これは西郷特有の政略スタイルであり、必ずしも死ぬことを前提とした、行き当たりばったりの思い付き的な行為ではないと考える。

3 薩摩藩の財政問題と貿易振興計画

薩長間の確執が深まるなか、薩摩藩は長州藩との武力衝突を睨んで武備を充実させ、つねに実践を意識した操練を繰り返していなければならなかった。藩地だけでなく京都においても同様であり、島津久光の退京後も五百の兵力を有しながら、「昨日（五月十一日）は岡崎二而調練有之、我々共二も出張、早朝より昼迄二相仕廻¹⁹候」、「朝夕大島（西郷吉之助）・伊地知等取会、近々大夫（小松帯刀）二茂会合、岡崎調練現打七相始り、随分振立居申候、昨日は大夫始出張中、盛んに出来申候、一戦ハ立派ニ相調可申と相考候²⁰」と小松や吉井友実が大久保一蔵に述べているように、岡崎村藩邸における操練は日常的であった。

しかし、在京藩邸の人員を確保したり、急速で大規模な武備充実を図ることによって、深甚な財政の逼迫が齎された。

前述の市来四郎書簡⁽²¹⁾においても、「唯差支氣細キハ、御金ニテ候間、早々罷帰ルモ其御手当ノ義共モ承知致候カ、一日モ早ク罷帰リ申上候心得ニ御座候、亦今度軍艦御取入ノ義ハ、莫大ノ代金ニ候間、御宝蔵ノ古金御引替ニ相成度趣モ知致候、其場ニテハ何ノ為ニ御困ノ訳ニモ無之候間、古金ニ三十万モ御出シ相成候得ハ、臆テ倍程ノ相庭ニモ御座候」と、四月の段階で深甚に財政基盤の脆弱さを憂い、二の丸内金庫の埋蔵金を軍艦購入のために使用したいとしている。

また、時期は若干下るものの、岩下方平書簡（西郷宛、六月十日⁽²²⁾）によると、「小松氏初め大久保・吉井・私共一同、御役免せられたく存じ奉り候、左候て中には家内介抱に込まり候者もこれあるべく候間、似合いの跡扶持成し下されたく、且つ御政事向きの御相談も在らせらるべく候間、御近習通とか、議政所へ罷り出すべきとか、仰せ付けられたき儀と存じ奉り候」と、西郷に幹旋を依頼している。役職の急増に伴う役料米不足からの依頼ではあるが、家老の小松をはじめ役職を免じること懇請している事実は看過できない。

加えて、家族を養う程度の扶持を支給し、また、藩政には近習として、または後述する議政所への出仕で関与することを沙汰してほしいと提言した。そして、「是等の所は篤と御評議下さるべく、何分にも涯々御役免せられ候所丈は、御周旋下され候様御失念なく頼み上げ奉り候」と、御役御免だ

けは何とか実現してほしいと、その周旋を西郷に強く依頼しており、扶持米すら困るほどの財政の逼迫振りが窺える。

このような財政状況にもかかわらず、薩摩藩は武備充実に図らなければならなかった。そのための経費調達について、薩摩藩には三つの方法が存在したが、一つ目は幕府から預かる、実際には拝領することによる領地拡大によるもので、事実として、久光の帰藩直前には細島を拝領している。この間の事情を小松帯刀書簡（喜入撰津宛、五月二十九日⁽²⁴⁾）によって確認したい。慶喜は「別テ御心ヲ用ラレ」、頻繁に小松を召し出しており、その際に「御預ケ処之儀御内沙汰有之候」と、慶喜から領地預けについて内々に沙汰された。また、酒井忠績をはじめとする老中からも同様に、内定の沙汰が告げられた。

小松から久光にその内容を言上したところ、「御笑被成、夫レハ幕府カ此方ノ機嫌取りニ云フ訳ナリ、此方ノ主意ハ領地ヲ弘メル等ノ利欲心ヲ以、初ヨリ上京等致シタルニ非ラス、順聖公ノ御遺言尊王ノ一筋ニアリト段々被仰聞候」と、幕府によるご機嫌取りであると一笑に付した。そして、領土拡大といった私利私欲のための上京ではなく、斉彬の遺言である尊王一筋のために周旋していると取り合わなかった。

小松はその旨を慶喜や酒井に伝言したところ、いかにも感服の体であったが、慶喜は重ねて朝幕ともにそれでは済まず、

久光の分家を認める用意があることを告げ、日向ないし天草のいずれかを所望のとおり領地預けにしたいと申し出た。しかし、久光はここでも笑いながら、取り合わなかったため、小松が「御不繰合ニ成立、御宝蔵モ度々御開キ相成リ、此後臨時之御入費出兵等差見得候世振ニ候得ハ、御加増之処ニテ、御内意ニ被応可然御事ト奉存候」と、このところ出費が高んで二の丸金庫をたびたび開いている。そのうえ、さらなる臨時の出費や出兵に関わる費用も見込まれるとして、事実上の加増を受諾することを求め、他藩と競合がない日田の拝領を進言した。久光は根負けして、ようやく細島のみを拝領を承認した。

慶喜はその程度では有名無実であり、いづれ日向一円の領地預けが妥当としながらも、細島のみを加増を認めた。小松はそれに飽き足らず、久光退京後に「殊ニ多人数先年来上京為仕、又ハ前之濱戦争（薩英戦争）ノ成行人費莫大ニ御座候」と慶喜・酒井に詳しく言上したところ、「夫ハ厚ク察入候事ヨリ、此様御内沙汰モアル訳ナリ、此末万事不差支様ニアリテ、輦下ノ御用モ不滞様ナクテハ不相濟、拾万位ノ地所ハ何時モ相当ナリ」と十分な理解を示し、朝廷の御用に差し支えないようにとのことから、十万石程度の加増の内意を得た。よって、「日田・日向・天草辺迄モ御都合可相成候間、此機会ニ御預リ置キ相成度奉存候」との要望を示し、分家の実現

は三年を目途として、まずは所領拡大を成し遂げるため、喜入に対して久光を説得してほしいと懇請した。

続けて、小松は朝政参与体制の瓦解と久光の退京という事態を憂慮した慶喜および幕閣が、久光の機嫌を取るために加増を打診している機会を逃さず、「御世帯向モ誠ニ懸念之至、世上ハ是ヨリ乱世ニ無相違ト奉存候間、時ヲ失ハレス御受相成候方可然」と、藩財政が非常に懸念される状態に至っている。これより、乱世になることは間違いないので、時を失せず幕府の提案を受け入れるべきであると喜入に迫った。

また、「禁闕御守衛モ、此後絶ヘス千人位ツ、ハ御出シ置キナクテ不相濟、其サヘ御入費何程カモ難計、其外ノ事臨時ノ儀ハ量ラレ不申」と、禁闕守衛も今後も絶えず千の藩兵を出さなくては済まされず、どのくらいの経費がかかるかも分からない。そのうえ、その他の臨時の出費も想像がつかないと、不安に苛まれる心情を吐露した。小松は家老として財務を掌る立場から、今後の主として武備充実のための経費調達のために、何としても加増を勝ち取るうとしており、薩摩藩の経済状態が頗る困窮状態であったことは自明である。

二つ目は、借入金によるもので、小松書簡（大久保宛、六月二日）²⁵⁾によって確認したい。小松は「兎角軍艦は当事必用之品ニ而片時も早目御取入相成度奉存候」と、とにかく軍艦は現今の必需品であり、それも大至急手に入りたいとの希望

を述べる。そして、「御貸入金之義爰許も未能ク折合相付不申、三井之方ハ今少しいたし候ハ、何様と欵いたし様も可有之、外二も精々手を付置申候間、折角相働迫而何分可申上候」、と、三井などに軍艦購入資金の借入を求めていることが確認できるが、実際には思うように運んでいない様子が確認できる。

一方で、「御貸入之義ヲ折角尽力可致候可也なからも、神無川二而御買入相成候由、先御仕合ニ御座候」と、借入できるように尽力すべきことはもちろんであるが、横浜で軍艦を買い入れたことは喜ばしいとしている。大坂での大商人からの借入を目指しながらも、薩摩藩の財政状況を理解している三井などが容易に同意していない状況があるにもかかわらず、軍艦を前倒して購入している実態が見えてくる。薩摩藩はせっかく手に入れた軍艦をその後転売しているが、購入時から相当な無理があったことが窺えよう。

最後に、貿易による武備充実のための経費調達である。薩摩藩は琉球侵攻後、琉球を窓口にした対清密貿易によって、大きな利益を得ていたとされるが、これは藩内の浜崎大平次などの御用商人を利用していた。しかし、この程度の利益では経費調達には遥かに及ばず、長崎交易方を設置して下関の白石正一郎なども御用商人とし、長崎貿易に従事していた。その後、長州藩との関係が悪化したこともあり、また膨大な

経費調達に迫られ、これまで以上の大々的な密貿易を企図した。

吉井友実は、「方今人胆ヲ壮ニいたし候儀ハ勿論ニ候得共、亦器械不相備候而は、兎角権ヲ此方ニ取候儀出来不申、幸今般航海不為蒙御免候ニ付而は、上海辺ニ而器械相求候ハ、彼是都合も可宜、且ハ外国之事情茂祥悉相分り可申候」と、この時節は胆力を盛んにしてことに当たるとはもろろのであるが、武器がなければ薩摩藩がイニシアチブを握ることは不可能である。幸い現在は航海することが許されていないため、薩摩藩のみが上海で武器購入ができれば都合が良く、外国事情も詳しくわかることになると、大久保を経由して久光に進言する。

また、貿易による物価高騰で庶民が困窮することは忍び難いとしながらも、「何迄茂醜夷之輕蔑ヲ受ケ候より、武備充実、皇威相立、彼か悔ヲ不受様いたし候方急務」と、外国の輕蔑を受けるよりも武備を充実させ、皇国の威厳を打立てて、侮蔑を受けないようにすることが急務であるとして、薩摩藩の武備充実のための交易を正当化している。一方で、「不容易事件二而、又々誹謗茂可受候」と、貿易に対する尊王志士等の誹謗中傷を強く懸念している。

西郷などの在京要路も同様に考えており、上方の薩摩藩商人を厳しく統制し、購入品を上方で処分させたり、鹿児島に

強制的に戻したりした。⁽²⁷⁾ 藩廟による統制を嚴重にして貿易の利益を藩が独占し、また、薩摩藩が上方で茶などを買い占め、外国貿易をしているという悪評を断つために躍起になっていることが窺える。

ところで、吉井はこの計画を実行するために、勝義邦との連携を強く求める以下の進言を行なった。

近々器械買求方として航海いたし候ハ、其術業モ熟成シ、海軍モ是より起り可申候間御塾生之内よりモ御差出被成度候、右之通勝麟江及内談候ハ、兼而持論之事ニも有之、其上御家を欣慕之人ニも御座候間、定而同意可有之、左候ハ、先一艘御人撰ニ而兵庫江御廻シ、御産物十分御積込ミ、上海航被仰付、大砲銃御取入相成度、其上ハ五代等が策モ如何様共御施行相成候時宜可有御座候得共、先初発ハ何分ニも彼方御打合御取起シ被為在候方大ニ可御宜

これによると、薩摩藩としても武器購入のための航海を近々始めるが、その実現に向けて、海軍発祥の地となる神戸海軍操練所に属し、航海術に熟練している塾生を招来することを提案する。そして、本件は勝義邦に内談に及べば、兼ねてか
らその意向を持ち、しかも、薩摩藩に敬慕しているので間違

いなく同意するであろう。まずは兵庫から物産を積み込み上海への航海を申し付け、大砲銃剣などを購入すれば良いとし、五代友厚らがその実行をいかようにも画策できるとし、まずは勝と交渉することを言上した。これは操練所閉鎖後、坂本龍馬を含む塾生を薩摩藩が召し抱える伏線であろう。⁽²⁸⁾ このように、薩摩藩そのものが表に出ない状態での貿易拡大を志向した。

ところで、薩摩藩と勝義邦との関係は、その後因縁浅からぬ関係に発展するが、その邂逅は文久三年後半と考える。その中心に吉井友実がおり、勝との関係について、「昨（文久三年十一月十四日）、薩藩吉井中助来訪、当節の形勢、並、御上洛速に無之ては瓦解可為、且、若御遅緩に於ては中納言殿（慶喜）と議して、天下の大事を可極歟、或は將軍御上洛あらば、御警衛の如き薩家の人数を以て成すべく、是等は直に御受申ても無差支云々と云⁽²⁹⁾」と、当時在府中の吉井は勝を訪ね、家茂の早期上洛を議している。管見のかぎり、これが文久期の薩摩藩要人と勝との接触の嚆矢である。

吉井と勝はその後、濃密な接触を繰り返しており、⁽³¹⁾ 元治元年の在京中の両者も引き続きその関係を継続していたことは想像に難くない。その関係は吉井にとどまらず、勝が海軍操練所に先立って開塾していた神戸私塾に薩摩藩士が少なからず入塾している事実からも、⁽³²⁾ 両者の関係が並ならぬもので

あったことは自明である。

なお、元治元年四月十七日に勝は二条城で小松帯刀・高崎五六と面談している。そこでは、「撰海砲台無用の事同心ならざれば、海軍の建義、是が為に支られ行はれざるに到らん、且、邦人益規模狭小、大盜大路を横行するに門戸を鎖して畏縮するが如き見識にては、何事も行はるべからず、若見解ありて成せば、砲台もまた可なり、且、此度の集議解けて一是不立、何事ぞ、天下未だ衰極に及ばざる所以歟、人々私宮を先にし小嫌忌を厭ひ、憤発中心に徹底せず、区々として解散に及ぶ、後拳如何」と談合している⁽³⁸⁾。

これによると、撰海の砲台は無用であるとの言説で同意しなければ、海軍建設は撰海砲台の設置計画に邪魔されて実現しないであろう。しかも、日本人はますます萎縮して、盗人猛々しい外国人が大海を超えて近海に横行しているのに、鎖国をして畏縮するような見識では何事も行なわれないと、幕府を突き放す。そして、朝政参与体制の崩壊による挙国一致での国是決定ができなかったことを大いに歎じ、今後の政局への不安を吐露した。このような政治的な話題を、こともあろうに二条城内でしていることから、勝はすでに小松とも知遇を得ていたことが容易に想像でき、元治元年春先までには相応の信頼関係が構築されていたことは疑いなかろう。

西郷も「大樹公にも去る七日御下坂に相成り、三十日位は

浪花城に御滞在と申す評判に御座候、夫より関東へ御帰城相成り候わば、必ず夷船長州へ参り申すべしと、勝麟太郎も相咄し候由、長州破れ立ち候わば決して浪花へ突掛け、開港の説を起し候わんと、咄同人申し居り候由に御座候、麟太郎にも近來の処、尚更幕吏より忌まれ候由に御座候」と、將軍が東帰すれば外国船が長州藩を攻撃する。その後、大坂湾に闖入して条約勅許を要求すると勝から間接的に情報を提供されており、また、勝が幕吏から厭われているとの分析を藩地に伝えている。

薩摩藩要路は幕府要人としては唯一、勝との接触を文久三年後半から積極的に開始しており、勝からの情報提供に期待するとともに、その卓越した見識に大いに期待していることが窺える。武備充実のための貿易振興にあたって、薩摩藩は勝との関係を最大限に活用することを企図した。

4 薩摩藩の周旋活動と小松の召還問題

鳥津久光の退京後の中央政局においては、小松帯刀以下の在京藩士は久光の遺策である「禁闕守衛」を遵守しつつ、長州藩の率兵上京に備えて武備や兵糧を手配し、藩兵の訓練に精励していた。西郷吉之助についても、周囲は心配していたものの、小松書簡（大久保一蔵宛、六月二日）によると、

「大島万端心を用御趣意十分ニ奉汲受何辺道を付候事二而、無此上仕合御安心可被成候」と小松の指揮の下、久光の遺策を堅持しながら、十分な周旋を展開していることが確認できるとる。

一方で、薩摩藩は長州藩を中心とする西国諸藩の動向探索を精力的に展開していた。長崎や小倉に藩士を常駐させるとともに、例えば、岩下方平らと薩英戦争の戦後処理を担当した重野安綱を岩国や芸州に派遣し、情勢を報告させており、これらは中央政局においても、重要な情報として扱われた。

元治元年五月段階での在京要路は、朝政参与体制の崩壊や一橋慶喜の禁裏守衛総督・摂海防御指揮就任によって、薩摩藩が志向した天皇親裁路線を見合わせ、当面は禁闕守衛に専心した。この間に朝彦親王と慶喜は急接近を果たしたため、薩摩藩との関係は冷却を始めていたものの、親王の薩摩藩への依頼は継続しており、会津藩とともに連日八人ずつ宮邸で宿直をしていた。慶喜も久光の離反を憂慮し、前述のとおり、所領加増を盛んに申し入れており、小松がたびたび慶喜から召命を受けて関係を保っていた。

当時の情勢について、西郷書簡（大久保宛、五月十二日）³⁷によると、「此の御方様屋敷へは是非行末御結合いたし置きたくとの事にて、出会いたし呉候様との儀故、小松太夫を初め、私共五六人出張候処、有志会にては全くこれなく、俗会

の上通りと申塩梅に御座候、御笑察下さるべく候」と、会津藩より恒久的同盟の申し入れがあり、小松以下西郷らが出向したところ、政治的な会合でなかったと、会津藩の交渉態度を冷笑している。

薩摩・会津両藩は八月十八日政変で連携していたが、朝政参与体制の瓦解の経過において、長州藩への敵罰という点以外においては、共通志向は見出せなかった。松平容保も幕閣の一員である以上、政治的連携を続けることは現実的でなく、西郷の発言はすでに薩摩・会津両藩が離反の兆候を示している証左である。

また、上海貿易を盛んにしているとの噂によって、薩摩藩への「悪評甚敷起」っているが、これはすべて「幕奸の隠策と相見え申し候」と断定している。よって、「御遺策の通り頓と手を引き、岡崎の調練等追々これあり、探索に心を用い候計りに御座候」と、久光の遺策「禁闕守衛」とおり、政局からは一線を引き、調練や探索に意を用いていることを伝える。

このような薩摩藩の動向に「暴輩も至極疑いを生じ、挙動相分らず深く吟味いたす様子に御座候、当時態にては逆も一家中一体いたし居り候訳これなく、議論紛々にこれあるべく候処、頓と異議これなく、不思議な事と且恐れ且疑迷の由と相聞かれ申し候」と、その在京藩士の一枚岩な動向は他勢力

よって訝しがられ、不安視されている様子が窺える。なお、「長州より頻りに合せたきとの腹と相見得申し候得ども、手の付様これなき塩梅に御座候」と、長州藩から連携の申し入れが頻りにあるとしており注目に値する。

また、小松は五月二十九日に喜入撰津に書簡を発し、中央政局の情勢を以下のとおり伝えた。

守衛人数外出等モ程能為致、日々調練為致候事ニ御座候
(略) 乾御門ニモ人数相増シ、スハト云ハ、御屋敷ヨリ
御所へ走セ付ノ手当等無手抜、一カラ十迄相調申候、何
程之事到来候トモ、奪奉ラレ候儀ハ此御方ノ一手ニテ、
御受仕ル者モ尹宮・近衛家へハ口ヲ切り申上置候、尹宮・
近衛家へモ臨時走セ付之手配モ仕置候、此段ハ被仰上置
可被下候、今ノ向ニテハ彼方ノ探り行届キ候故、粗忽ニ
手出シハ不致カトモ被存候、会津モ手当ハ十分ニ行届キ
申候、一橋モ同様、其外余多ノ御大名在京ニ候得共、皆
風並ヲ見候ノミニ御座候、長州人モ会津ト此方ヲ離サン
トノ手段致候向ニ御座候、可笑次第二御座候

これによると、御所守衛兵も順調に繰り出し、日々の調練も抜きなくなり、当番の乾門も守衛兵を増派しており、いざという時には藩邸から御所警衛に馳せ参じる手当も抜きなくなり、

万端準備が整っている。どのような事態が出来しても、天皇を奪われることは、薩摩藩のみで阻止することを請け負うと、朝彦親王や近衛忠熙・忠房父子に切言している。

さらに、両邸の不測の事態への対応もできており、久光にもその旨言上してほしいと依頼し、また、長州藩勢の探索は十分にできており、粗忽な行動は取らないと推察している。

会津藩と慶喜の準備も周到であるが、その他の在京諸侯は日和見であり、長州藩は薩摩藩と会津藩の離間を図っているが、笑止千万であると明言した。

薩摩藩と慶喜の関係について、小松を介して命脈を保っていたが、西郷書簡(大久保宛、六月一日)⁽³⁸⁾によると、慶喜は長州藩の近隣諸藩に対して、外国船襲来の期日は不明であり、援兵を派遣することは控えるようにと要請しているが、一方で外国に対して長州藩攻撃を回避することを求める談判をしておらず、おかしな話であると断じる。

よって、「只今に到りては各藩一橋を悪み候勢いに成り立ち候儀もつとも御座候、是非一橋には長州を挫きて其の上攘夷の筋を相初め候存慮と相伺われ候得共、夷人の手を借り長を押え候始末、悪むべき業に御座候」と、慶喜の人望が失墜して憎まれ者であるとし、長州藩を叩いたうえでの攘夷実行を企図しながらも、外国に長州藩を征討させようとの意図であり、憎むべき所業であると非難している。久光退京後

は加増の内達もあるなど、必ずしも慶喜と薩摩藩の關係は悪くわなかったが、この段階での西郷の評価は手厳しい。

また、薩摩藩と朝彦親王の關係については、西郷書簡（大久保宛、六月二日^④）によると、「御悔悟の御姿御座なく」と突き放し、「堂上の御受も宜しからず、何篇幕府へ御媚成らせらるゝの事にて、一同悪敷申上げ候御事残念の次第に御座候」と朝廷においても受けが悪く、幕府に媚びていると悪し様に言われていると指摘する。加えて、大久保が「あれ程堅を御辟き成させられ候栓も相見得ず入り候次第」と、この間の親王に対する誠意も水泡に帰すと歎じる。

そして、「非藏人の者手寄出来候間、朝廷向段々相探り候処、何篇幕府へ御委任と仰せ出され候儀、諸藩より色々々と難じたる建白共これあり、畢竟尹宮の御策と申す事にて、尚又御評判近來悪敷御事に御座候処、只御恐怖のみにて御改心と申す廉も相見得ず、少し御助りに相成り候処は主上の御親み離れざる計りに御座候」と、非藏人を籠絡したので朝廷内を段々探っていった。すると、諸藩よりさまざまな反対があったにもかかわらず、幕府への大政委任がなされたのは朝彦親王の策略であって、近頃評判が一層悪くなっていると伝える。親王はその情態を恐れこそすれ改心する様子も見えず、唯一の救いは孝明天皇の信頼のみであるとす。

一方で、西郷は小松が朝彦親王との親交を継続しており、

特段の不都合もないので、当年中はそれなりの關係を維持することを了解する。實際、小松書簡（大久保宛、六月二日^④）

によると、「尹宮様御縁組之義何分只今之形勢ニ而は少シ御見合之方可然申談いたし候、宮々所は別段相替候事も無之追々申上越候通二候へとも、今比二相成候而は又薩ヲ御頼之向ニ相成申候」と、朝彦親王の縁談を進めている事実が確認でき、かつ薩摩藩への依頼が以前のように戻ってきている様子も窺える。

文久二年以降、在京薩摩藩士にとって朝彦親王は久光の名代であり、特に八月十八日政変においては、親王の指示で政変を画策するほど薩摩藩と親王の關係は濃密であった。しかし、朝政参与体制の崩壊時点では、親王は慶喜との癒着を始めており、久光とは必ずしも円滑でなくなっていた。小松との良好な關係は継続されているものの、この段階で西郷が親王に対する著しい嫌悪感を表明していることは閑却できない。事実、朝彦親王はこの後、薩摩藩とは一線を画し、一会桑勢力と連携を強めることになる^④。

ところで、具体的な日時は不分明であるが、この段階で国元から小松への召命が届いていた。しかし、中央政局において、小松は必要不可欠な人物と目されており、西郷は「頓と此方におひては入り入る次第に御座候、然しそう計りも申し居り候ては相済まざる儀と奉存候得共、此の機会は御見合せ

相成り候て、御帰国の儀起つて御願いに御座候間、左様御含み下さるべく候」と小松の滞京を懇請している。

さらに、西郷は小松の退京を阻止するために別紙を認め、京都は久光不在でも罷り通る程度状況ではあるものの、「只今京地の形勢に付ては至極差し迫り、長州襲来的一条は勿論、一橋侯の隠策旁容易ならざる事態罷り成り、如何変動致すべきやも計り難く、且摂海開鎖の決議もこれなく紛々の勢いにて差当りの禍難相見得申候」と、現在の情勢は至極切迫している。長州藩の率兵上京はもちろん、慶喜の陰謀も油断できないものがあり、どのような変動が生じるともかぎらない。兵庫開港問題も決着がついておらず、当面の災禍も想定され、今月中の小松の退京は見合わせてほしいと、在京藩士一同として嘆願した。

小松は家老という立場にあり、將軍家茂に謁見したり、慶喜をはじめ老中等の幕府要路とも懇ろに行き来したりできる薩摩藩唯一の藩士であると同時に、その政治力の高さも相俟つて、中央政局における薩摩藩の周旋において、欠くことができない最重要な立場にあった。通説では、薩摩藩は西郷・大久保に率いられ、久光は利用されたのみの存在とされてきたが、実際には「久光―小松体制」の下で西郷・大久保は活躍していたのであり、この点は看過してはならない。

5 藩内情勢と議政所の設置

小松帯刀の鹿兒島への召還は、なかなか実現が叶わなかったが、そもそも、小松召還が急がれた元治元年春の薩摩藩内の政情について確認したい。当時の藩内には島津久光をはじめ小松等の主だった要路が在京中で不在であり、久光らは朝政参与体制の下で国事周旋に邁進していた。最大の政治的懸案は横浜鎖港と長州藩処分であったが、後者について、本章の展開にもかわることなのでやや詳しく述べたい。

参与諸侯間でこの問題について議論が行なわれていたが、元治元年二月八日に関白二条斉敬の許に朝彦親王・晃親王・近衛父子・徳大寺公純・慶喜・久光・松平春嶽・伊達宗城・山内容堂・松平直克・酒井忠績・水野忠精・有馬道純という、当時の首脳全員が参集し、「尋問ヶ條賞、去年八月十八日元三條始七人令誘引事、幕舶ヲ引留候事、幕使ヲ令暗殺候事（中根一之丞の事也）、於長崎借渡候薩船へ妄ニ令砲撃候事、右同時ニ左之通可申渡事、兼而御沙汰有之候元三條始七人早々可差出事、右末家壱人家老一人召登於大阪閣老ヨリ可被申渡事」を決した。

十一日には、毛利慶親・定広父子を糺問し、応じない場合は征討を実行することとし、紀州藩主徳川茂承を大將軍名代、

陸軍総裁職松平容保を副将、老中有馬道純を差添とする内命を下し、徳島・鳥取・松江・広島・岡山・薩摩・熊本・小倉・龍野・福山諸藩に出陣の準備を命じた。十五日、春嶽を京都守護職として役料五万石を給し、松平容保の陸軍総裁職を改めて軍事総裁職とした。朝廷・幕府・諸侯の首脳が一堂に会して議論しており、対長州藩対応は最優先事項であったが、久光にとってもそれは同様であった。

八月十八日政変以降の確執、特に文久三年十二月二十四日、薩摩藩の「長崎製鉄所借用之蒸気船」が兵庫から長崎に向かう途中、豊前田ノ浦から長州藩によって砲撃され、大きな犠牲が生じていた。久光は「以ノ外ノ事也」と激怒しており、この薩摩藩借用船砲撃によって、長州藩は不倶戴天の敵として位置付けられていた。よって、会津藩同様、最も強硬な対応を求めていた。

以上から、久光は幕府の長州征伐方針に対しては積極的に支持しており、早くも二月九日には藩主茂久に「長之御処置初り候ハ、戦争ニ至り可申歟も難計候間、其許人氣奮発之処、折角無御手拔様奉存候」と、出兵の怠りない準備を指示している。薩英戦争以降、定期的な軍事操練は実施されていたが、これ以降、藩内では頻繁な操練が繰り返された。

こうした状況下で、軍事費と在京費用が膨大となり、薩摩藩の財政状況は極めて逼迫の度を増していた。そこに長州藩

との戦鬪を備えて繰り返し軍事操練を強いられており、京都の情勢がなかなか分らない藩地においては、藩の方針に対する不満が鬱積していた。特に下級藩士の言路洞開の要求は無視できないものがあつたと推測され、藩主茂久は四月（日付未詳）、家老に対して以下の告諭書を示して、鎮静化を図つた。

当時天下ノ形成致一変軍政急務ノ場ニ立至候処、万国大道ノ明不明ニ依、国家ノ盛衰存亡相分候得ハ、イツレモ名文ヲ正シ条理ヲ踏ミ候儀強固ノ基ニ候間、各誠忠ヲ開国是相定候様忠精ヲ尽呉候処偏頼存候、右ニ付テハ事多端ニ涉候テハ其力專一ナラス候故夫々掛申付候間、苦思焦心セシメ事ノ体用ヲ別シ時態ニ応シテ所置可致候、勿論掛ノ事件委任不致候テハ十分ノ働出来兼候付、事ノ成否ヲ以褒貶可致候間、吃ト差ハマリ諸役場振立職掌相励国威相立候様勉勵可有之候事

これによると、天下の形勢は一変し、軍事行政を整えることが急務となっているが、各藩の基本方針が定まっているのか否かによって、藩の盛衰存亡がはっきり分かる。したがって、名分を正して条理に従えば強国の礎になるとして、各々が誠忠を尽くして藩是を確立するように努めることを偏に依頼する。

ついでには、その対象が多岐にわたっては、その努力が散漫になってしまったため、各々に役割を申し付けるので、刻苦勉強しながら事態に応じて処置してほしい。もちろん、一旦役割を決めたからには委任しなければ十分な働きもできないであろうから、事の正否を以て褒貶を決定するので、持ち場が奮い立つほど職掌に務め、藩の勢威が高揚できるように勉強することを求めている。

藩主から藩士への迎合的なものとしては、安政六年（一八五九）十一月五日の藩主茂久名で出された誠忠組に対する論告書^⑤が有名であるが、それ以来のものとして看過できない。国父・久光が不在であったものの、言路洞開を要求し、藩政に関与を求める下層藩士の声を無視できなかった。その動向は久光の帰藩後も継続しており、元治元年六月の議政所の設置に繋がった^⑥。

家老川上龍衛はその設置の趣意として、久光は文久二年以降に三度の上洛を果たし、国事周旋に十分尽力を遂げ、特に今回の上洛時には殊更に皇政回復のために肝腦を絞ってきたが、それが貫徹しないことを洞察して帰藩した。しかし、内外の形勢は日々危殆に陥り、どのような変事が生じないともかぎらないと、この間の薩摩藩の艱難を極める周旋状況を述べる。

しかし、「万一朝廷御危急ノ節、断然御守護ノ思召」^⑧であ

るが、「昨年非常ノ御入費ニ被為及、国力堅固士気強盛ト云場ニ至兼、実ニ御配慮一方ナラス御事ニ候、依之今般右掛被仰付候人数、右趣意ニ基キ厚懸評議、其本末順序ヲ弁利シ、時勢相当ノ処置ヲ以テ国体相立、永久ノ御治定相居候儀肝要ニ候」と、昨年来の甚大な出費によって、国力を堅固にして士気を強く盛んにすることはできかねる状況であり、久光は一方ならぬ配慮に苦心している。ついでには、議政所出仕を命じた者たちに、この趣意に基づいて十分に評議を遂げ、物事を判別して適切に処理し、時勢にあった処置によって堅忍不拔の藩論を確立することを求めた。

具体的には、六月七日に御小姓組番頭の川上久賢・田尻種賢・川上源次郎、御小納戸の山之内作次郎・岸良七之丞・松方正義・奈良原繁、本丸より谷村昌武・木藤寛大夫・森岡昌純が任命され、「御書院三間ニ被召建候ニ付、掛り人数三・六・九、其日ニ致出席候様被仰付候条、此旨掛り面々へ申渡可承向へモ可申渡候」と、御書院に月三日間の出仕が命じられた。ここに下級藩士による言路洞開が実現を見たが、このような風潮の中で藩政を差配できるのは小松帯刀しかないとの判断が久光をはじめとする要路にあり、至急の召還が企図された。

しかし、当時の中央政局におけるキーマンである小松の帰藩は容易なことではなかった。よって、同月中には家老喜入

撰津より「議政所掛人数ノ儀、三・六・九ノ日致出席候様被仰付置候得共、以来九ノ日御三卿御側御用人・御側役可致出席旨被仰出候条、此旨掛御役々其外可承向へモ可申渡候」として、上級藩士の議政所出仕が命じられた。

具体的には、「右ニ付御側御用人島津織部、御側役島津求馬・大久保市蔵、御家老座出役田畑平之丞、御軍役方八田中治右衛門、御勝手方御家老座ハ日置半兵衛、御勝手方御側御用人座ハ中村吉兵衛・中村吉左衛門ニテ候ヨシ」と、大久保一蔵らに議政所出仕が沙汰された。これは言路洞開の実現による下級藩士の藩政参画に歯止めを掛けるためであり、議政所設置の本来の趣旨は骨抜きにされた。

これに対し、議政所の当初のメンバーは議政所取建上申書を藩廟に提出して政令二途になりかねない現状を批判し、一層の藩政参画を請願した。最初に、「議政所ノ御取建事、右被召立候段被仰渡趣承知仕候、右ハ夫々遂吟候味上御政府へ申上、御政府ヨリ御命令有之筈ニ付、格別其弊ナキヤウニ候得共、向々ヨリ大小ノ御役ニ掛被仰付候へハ、自然正権モ相付申サバ、御政府両立ノ姿ニ流レ、ヲノツカラ其弊萌シ可申哉」と、これまでの建白書を採用されてこのたびの議政所出仕の任命となったが、さまざまな身分より任命があれば自然と議政所に権威が集まり、第二の政府と化して弊害が生じてしまうと述べる。

また、「連ニ御掛ノ御役々入代有之、汲受ノ厚薄ニヨリ実意ヲ失フトキハ、必其弊生シ候ハ和漢古今ノ通情ニ候へハ、新ニ御取替ノ御義ハ、能々御吟味被為在度御事候ト奉存候」と、議政所への出仕者が入れ替われば意識に温度差が生じる可能性もある。それによって議政所が機能不全に陥れば、必ずその弊害の基となることは常のことなので、新任の場合は熟慮してほしいとする。

そして、「御決定後ニハ候へトモ、本立テ道生トモ御座候得ハ、御眼目ノ御政府夫丈ケノ正権屹ト相立、御命令一途ニ出、無大小ト御用筋御重ミ有之ヨウニアラマホシク奉存候、然ルニ向々ヨリ掛タク、自然彼是混雜イタシ、諸向疑惑ヲ生シ候様罷成候ハ、実ニ御政道ノ御大事不容易御義ト奉存候」と、議政所の設置が決定したばかりではある。政令は一途に出るべきで、このままでは多くのことで疑惑が生じ、政道に容易ならざる大事が派生してしまうと危惧の念を示す。

そのうえで、「是迄通階級ヲ経登庸セラレ候奥掛ノ面々ハ、御規模ヲ標的ト仕、御吟味ヲ尽シ可申候へトモ、時世ノ形勢活道モ有之義ニ候得ハ、御家老衆・御談合役トカ申ヘキ非常ノ人オヲ御撰挙、十人位モ奥掛被仰付」と、門閥のみによって登用される奥掛について、現行でも適正な規模で、十分な議論が行なわれているが、当今の時勢においては極めて重要な役割を占める。そのため、貴賤を問わず非常の人材を選抜

して家老・談合役をはじめとする奥掛を、十人ほど新たに選任することを求めた。これは暗に、自分たちから登用することを強く要求したことに他ならない。

なお、「時勢相当ノ吟味ヲ遂、一座和熟治乱興廢ヲ論弁シ、格ヲ正シ経緯ヲ立、双方合体シ、幾重ニモ練熟ノ上申上、猶亦御熟考御前へ御披露相成候様御座候ハ、条理相立兩立ノ弊生候後患モ薄、御政府嚴然ト重権有之、御政道一新シ、名文大義モ明ニ相成、序席追々其風ヲ習候ハ、頗ル人傑モ出可申カ」と、家老ら奥掛と議政所の合体を推奨する。そして、時勢に応じた吟味を遂げて十分な議論を展開し、繰り返し熟考を加えたうえで久光・茂久の御前にて意見を開陳すれば条理も立って、両者の対立という後難は回避できる。よって、政令は一途に保たれ、藩政も一新され大義名文も明らかとなり、新任者から人傑も育成できると明言し、繰り返し政令一途を懇請した。

最後には「御両殿様被為揃御出座云々ノ御事、御両殿様御附御打込ミ云々ノ御事、一御直伺云々ノ御事、此三ヶ条荒増奉伺、実ニ御美事、是非トモ御懸力御成功幾重ニモ奉願皮候事」と認め、久光・茂久の御前会議の実現、新規登用奥掛の側近登用、直答の承認を遠慮なく求めている。議政所員の勢威が相当なレベルであることが窺え、それを支持し言路洞開を要求する下級藩士層の裾野の広さは想像に難くない。

文久二年の久光による率兵上京においては、尊王志士の勸説による藩士の動搖は少なからず見られ、一部の激徒は久光の意向を無視した行動に出て寺田屋事件を引き起こした。また、江戸藩邸から率兵上京そのものに反対意見が具申されたりもしたが、当時において藩政府に自らの登用を迫るような身分的ヒエラルヒーを超えた行為はなされなかった。

元治元年六月段階で、薩摩藩内にこのような運動が起こっていた事実は看過できず、久光の統制の下ではあったものの、必ずしも一枚岩でなかったことは注視すべき事象である。小松の帰藩要請は、このような藩内の不穏な空気を抑えるためであり、藩内外での小松の存在の大きさがすでに際立って大きかったことを証明しよう。

おわりに

元治元年四月の島津久光の退京以降、小松帯刀を中心とする在京要路はその遺策であった「禁闕守衛」を順守し、長州藩と会津藩の私戦に関わらないとして、つねに中立の態度を取り続けた。一方で、長州藩の動向を探索するとともに、兵糧米の手当てをするなど、来るべき戦闘への準備を怠らなかつた。

こうした難しい政局を切り盛りするために、前年十月の久

光上京時から、西郷吉之助の赦免・召還運動が始まった。当初反対だった久光が承認したことから、元治元年二月に実現し、早速上京した西郷は小松の右腕となって、中央政局で精力的な周旋を開始した。

そこで問題となったのが、こうした周旋活動を可能とする在京藩邸の人員確保や急速で大規模な武備充実の実現に伴う財政問題であった。その過度な逼迫を解消するために、小松や吉井友実が中心となって幕府から拝領による領地拡大・上方商人からの借入金・上海航路による密貿易の拡大を図った。

ところで、当時の中央政局は孝明天皇の信任の厚い朝彦親王・二条斉敬による朝廷政権が、大政委任をした幕府を代表する禁裏守衛総督・摂海防御指揮の一橋慶喜と癒着しながら、長州藩処分問題などの難問にあたっていた。朝政参与体制の崩壊に伴い、薩摩藩と朝彦親王・慶喜の関係は急速に悪化した。小松のみが両者との円滑な関係を維持し、政権との結びつきを図っていた。

そこに鹿児島から小松の召命が届いたが、在京要路にとつて、中央政局での周旋は小松の存在なくしては成り立たず、西郷を中心にその延期を懇請し続けた。なお、小松の召還事由は、議政所の設置に代表される下級藩士の言路洞開の動向を抑え、藩内秩序の回復を図ることにあった。

本稿では、久光退京後の中央政局において、長州藩との対

決に備えた在京要路の情報収集や対応策を明らかにするとともに、これ以降、国事周旋の柱となる西郷召喚の経緯および長州藩との交渉画策の動向を論じた。また、財政の過度な逼迫を克服するための三つの方法を提示した。

領地拡大については、慶喜をはじめとする幕閣から小松に対して強い働きかけがあったこと、密貿易の拡大においては、上海貿易を基軸とする貿易振興計画を打ち出し、吉井が中心となって勝義邦との連携を図り、神戸海軍操練所の塾生を招来する計画を進めたことを指摘した。

小松の召還を余儀なくした議政所については、藩主茂久の諭告書から言路洞開を求める下級藩士の存在を明示し、その設置に至る経緯や議政所員のさらなる改革要求を考察することによって、久光体制確立後も一枚岩でない情勢が存在したことを論証した。

禁門の変勃発前の元治元年前半の中央政局および鹿児島への動向を考察したが、薩摩藩の課題は多岐にわたったものの、大きくは長州藩処分・財政逼迫・藩内鎮静であった。これらの問題を解決し、中央政局で周旋活動を継続するためには、小松帯刀が極めて重要なキーパーソンであった。これ以降の政局も、薩摩藩は「久光―小松体制」の下で乗り切ることになる。

- (1) 拙著『幕末文久期の国家政略と薩摩藩——島津久光と皇政回復』（岩田書院、二〇一〇年）参照
- (2) 「禁門の変の一考察」（原口清著作集編集委員会編『王政復古への道』、岩田書院、二〇〇七年）、高橋秀直『幕末維新の政治と天皇』（第五章「薩長同盟の成立」、吉川弘文館、二〇〇七年）、佐々木克『幕末政治と薩摩藩』（第五章「禁門の変・征長問題と薩摩藩」、吉川弘文館、二〇〇四年）、久住真也『長州戦争と徳川將軍』（第二章「第一次長州出兵と元治元年の政治情勢」、岩田書院、二〇〇五年）等
- (3) 「久光公御上京及ヒ警衛兵数（旧邦秘録抄）」（鹿児島県維新史料編さん所『鹿児島県史料（忠義公史料）』〈以下『忠義』〉二、鹿児島県、昭和五十一年、史料番号五六七、八四三〜八五一頁）
- (4) 「時事に関する意見書」（鹿児島県歴史資料センター黎明館編『鹿児島県史料（大久保利通史料）』一、鹿児島県、昭和六十三年、三八〜三九頁）
- (5) 島津久光書簡（島津茂久宛、元治元年二月九日、鹿児島県歴史資料センター黎明館編『鹿児島県史料（玉里島津家史料補遺・南部弥八郎報告書）』〈以下『補遺』〉二、鹿児島県、平成十五年、史料番号三六、七三一〜七三四頁）
- (6) 「元治元年四月十三日ヲ以市来正右衛門芸州広島ヨリ遣シタル書簡ノ写」（『忠義』三、史料番号二七八、二八三〜二八六頁）
- (7) 「久光公御退京ニ臨ミ御訓誠」（『忠義』三、史料番号二九九、三〇七〜三〇八頁）
- (8) 井上天和（弥八郎）書簡（大久保一藏宛、五月十一日、鹿児島県歴史資料センター黎明館編『鹿児島県史料（玉里島津家史料）』〈以下『玉里』〉三、鹿児島県、平成六年、史料番号一〇三六、三四一〜三四二頁）
- (9) 「宸翰写」（宮内省先帝御事蹟取調掛編『孝明天皇紀』五、平安神宮、昭和四十四年、二二二〜二二四頁）
- (10) 『回天実記』一、野史台維新史料叢書二十三、一九七二年復刻、一五頁
- (11) 「白石正一郎日記」（『白石家文書』、下関教育委員会、昭和五十六年）の文久三年十月十三日条（一〇二〜一〇三頁）によると、「土州土方楠左工門松山源蔵来訪相對之義申来ニ付、惣管へ伺候処無子細故及相對候処、御六卿の御恩召も有之さつの大島三右エ衛門（西郷）へ添書之義申来候得共、予返答二三右エ衛門性質君命之外迎もウゴキ申間敷、且亡命などハ決而致間敷存候故、書状差遣候而も役ニ立申間敷と相断置申候、此使ニさつへ久

- (留米) 藩原道太など参候趣、真木泉州よりも大島党へ出状致候由ニ承ル」とある。
- (12) 勝田孫弥『西郷隆盛傳』、マツノ書店、平成十九年復刻、二八五頁参照
- (13) 大西郷全集刊行会『大西郷全集』三、平凡社、昭和五十二年復刻、三二二頁参照
- (14) 『大西郷全集』三、三二二頁
- (15) 『西郷隆盛傳』、二八六頁
- (16) 「久光公上京日録」(文久四年一月二十六日条、『玉里』二、七四六頁)。なお、島津久光書簡(茂久宛、文久四年二月九日、『補遺』二、史料番号三六、七三一〜七三四頁)にも「大島一条二付、吉井中助外二人発足帰国いたし候、趣意同人共より可申上候」とある。
- (17) 島津久光書簡(茂久宛、文久四年一月二十五日、『補遺』二、史料番号三四、七二七〜七二九頁)
- (18) 西郷吉之助書簡(某氏宛、四月十日前後、西郷隆盛全集編集委員会『西郷隆盛全集』〈以下『西郷』〉一、大和書房、昭和五十四年、二八三〜二八六頁)
- (19) 小松帯刀書簡(大久保一蔵宛、五月十二日、『忠義』三、史料番号三〇七、三二八〜三三二頁)
- (20) 吉井友実書簡(大久保一蔵宛、五月十一日、『玉里』三、史料番号一〇三九ノ二、三四六〜三四七頁)
- (21) 註(6) 参照
- (22) 岩下方平書簡(西郷吉之助宛、六月十日、『西郷』五、五三〜五四頁)
- (23) 幕府側史料においては、「夜泉公より御沙汰ニ而再登城、薩州江ホソ島云々評議」(『杉浦梅潭目付日記・箱館奉行日記』(四月八日条、杉浦梅潭日記刊行会、一九九一年、三七七頁)が管見のかぎり初見である。また、平岡四郎・黒川嘉兵衛書簡(小松帯刀宛、四月十五日、立教大学日本史研究室編『大久保利通関係文書』三、マツノ書店、二〇〇八年復刻版、二七九〜二八〇頁)によると、「御内約仕候細島云々の義、何分周旋不行届苦心仕候処、漸論定に相成候二付、定而近々尊藩江届候事と被存候義ニ御座候、右二付洪沢栄一郎ヲ以委細之事は御移申候二付御聞採可被下」と、内定した旨が伝えられている。
- (24) 小松帯刀書簡(喜入撰津宛、五月二十九日、『忠義』三、史料番号三二八、三二七〜三三〇頁)
- (25) 小松帯刀書簡(大久保一蔵宛、六月二日、『大久保利通関係文書』三、一八四〜一八五頁)
- (26) 吉井友実書簡(大久保一蔵宛、五月十二日、『玉里』三、史料番号一〇三九ノ一、三四五〜三四六頁)
- (27) 西郷吉之助書簡(木場伝内宛、六月十二日、『西郷』

一、三二二～三二三頁)によると、大坂留守居役の木場に対して薩摩藩の評判が悪くなることを恐れ、厳しい薩摩藩商人の取り締まりを求めている。

(28) 吉井友実書簡(大久保一蔵宛、五月十一日、『玉里』

三、史料番号一〇三九ノ一、三四五～三四六頁)

(29) 吉井友実書簡(大久保一蔵宛、五月十一日、『玉里』

三、史料番号一〇三九ノ二、三四六～三四七頁)による

と、「上海航被相始御事共候ハ、必ス勝麟江打合置申度、無左候而は後來御手延兼候訳も到来可致款、肥藩江口純三郎等も参り候而、どふそ兵庫へ御打合、海軍御取起被為在度類ニ申立候儀ニ御座候」と勝を再三推奨しており、並々ならぬ信頼感がすでに醸成されていたことが窺える。また、大久保宛書簡(六月十二日、『大久保』

三、三三八～三三九頁)には、「勝も近々帰坂之由ニ付

先達而申上越候上海航海一条、御始メ相成度十里之野ニ千里の馬ニ而ハ御済被成ましく、右等猶御賢慮も可有之候得共、愚存之形行申上候」とあり、その後、進展がない様子が窺える。しかし、大久保宛書簡(六月二十二日、『大久保』三、三三九～三四〇頁)には「航海一条御書付未見不申候得共是ハ慥成事ニ御坐候、近々勝も帰坂之様子ニ御坐候付、猶又直談委曲可申上候、しかし横浜辺之混雄ニ而ハ逆も唯今之処どふすることも相成申間敷哉

と考申候」とある。以上から、許可が下りたようにも取れ、下坂前の勝と委細相談したいが、横浜鎖港や長州藩攻めの関係で外国との関係が難しく、現状は困難であろうとの見通しが述べられている。

(30) 勝海舟全集刊行会編『幕末日記』(文久三年十一月十

五日条、『勝海舟全集』一、講談社、昭和五十一年、一三三頁)

(31) 『幕末日記』には「朝、薩藩吉井中助、岡八郎、紀藩

岩橋鉄助、大島友之允来る。急務並密議を聞く」(十一月二十日条、一三一頁)、「朝、薩藩吉井中助、大山彦介、永井主水正、並大砲組、乗組、登坂の事を極む」(十二月三日条、一三三頁)とある。また、九・十日条(一三四～一三五頁)では、家茂上洛の方途をどうするか議論にかこつけ、なかなか出発が決まらない実情に鑑み、因循に流れる幕閣を批判する勝の書簡に対し、吉井は薩摩藩の動静を知らせ、対面のうえで方策を議したいとしている。

(32) 木場伝内書簡(大久保一蔵宛、二月十七日、『忠義』

三、史料番号二三五、二二七頁)によると、「此節勝麟

太郎殿方江入塾被仰付候面々、世上之形勢相伺、御地江御届申上候相心得之由、就ては急速之節、彼地より御地

差越可申上儀も可有御座、其節は御賄料被成下儀御座候哉、私江相付伺越呉候様申出候付、此段申上越候、何分之儀被仰渡置度奉存候」と、入塾生に対する経費負担についても問い合わせをしている。

(33) 『幕末日記』(四月十七日条、一四九〜一五〇頁)

(34) 西郷吉之助書簡(大久保一藏宛、五月十二日、『西郷』

一、二八七〜二九一頁)

(35) 小松帯刀書簡(大久保一藏宛、六月二日、『大久保』

三、一八五〜一八七頁)

(36) 『重野厚之丞探案雜記』(『玉里』三、史料番号一〇四

七、三五九〜三七六頁)は、長州・岩国・芸州・長崎・

福岡・肥前・鳥取・津和野・幕府と多岐にわたる精度の

高い報告書であり、岩国では高杉晋作と、長崎では勝義

邦と面談もしている。なお、重野が選ばれた事由は、交

渉力の高さもさることながら、昌平坂で培ったネットワーク

ク力に負うところが大きい。

(37) 註(34) 参照

(38) 註(24) 参照

(39) 西郷吉之助書簡(大久保一藏宛、六月一日、『西郷』

一、二九二〜二九四頁)

(40) 西郷吉之助書簡(大久保一藏宛、六月二日、『西郷』

一、二九六〜二九九頁)

(41) 小松帯刀書簡(大久保一藏宛、六月二日、『大久保』
三、一八四〜一八五頁)

(42) 時期は若干下るが、「常陸宮(晃親王)より嚙戎艦楨

海え半年ヶ又は一年ヶ又只今モ到来モ難計、仍而和戦之

両道之内和トケ戦トケ今之内ニ御治定無之而は誠其時成

恐入候次第二可相成、ホ、其辺御決心被為有度旨薩藩小

松帯刀申出候由、扱々苦々敷次第関白殿より沙汰有之候、

尤山階(晃親王) 近内(近衛忠房) 予(朝彦親王) 当職

(二条斎敬) 先ツ々四人外へもモレサル様ニト相談候事」

『朝彦親王日記』一、八月十五日条、二十九頁)とあり、

朝彦親王も対外方針の決定を迫る薩摩藩に対しての印象

の悪さを語っている。

(43) 註(40) 参照。なお、小松の後任について、西郷は

「いづれ御下り相成り候に付にては、御跡に備り候御方

御周旋成下されたく、其も御人体迄申し上げ候ては余り

恐れ入り候得共、岩下佐州上京相成り候御手数は相調い

申し間敷や、旁御熟考願ひ奉り候」と、岩下方平を推薦

している。

(44) 西郷吉之助書簡別紙(大久保一藏宛、六月二日、『西

郷』一、三〇〇〜三〇一頁)。なお、西郷書簡(註(40))

冒頭には「尚々両高崎の儀今に暴客の徒悪み甚敷事に御

座候間、暫時は御引止相成候様御計被下度、是又御願申

上候」との記載がある。両高崎とは高崎正風・五六を指しており、両者が上京すれば暴徒に襲われるため、国許に留まることを強く求めた。八月十八日政変以降、元治元年四月の久光退京に伴う帰藩まで、中央政局における国事周旋での両者の活躍が、いかに反対派の憎悪を招くほどに卓越していたかが窺えよう。

(45) 小松帯刀書簡(妻お近宛、四月二十日、『玉里』三、史料番号一〇一八、二九九〜三〇一頁)によると、以下のとおり、四月十七日に二条城において、家茂に謁見を許されている。

和泉守殿より公方様御目見仰付られ候間(略)公方様出御ニ相成罷出候様被相達候付、御三之間江罷出御礼申上候処、御奏者番より名前披露あり、御奏者番は引取られ候処、御直ニ永々在京国事周旋等御満足ニ被思召段、細々御懇之蒙上意、何共く、恐入候次第二御座候、何辺都合よく相済、別而仕合之いたりニ御座候、か様な先例もなき事、誠二ありかたき共何とも恐入候、是も中将様之御蔭様二而、幾重二も恐入候

(46) 『伊達日記』(二月八日条)、三二八頁

(47) 『久光公上京日録』(文久三年十二月二十九日条、『玉里』二、七三九頁)

(48) 久光書簡(茂久宛、元治元年二月九日、『玉里補遺』二、史料番号三六、七三二〜七三四頁)

(49) 例えば、「二月十五日、御城下海岸数カ所ノ砲台操練催サレ、太守公ニ八九ツ時頃ヨリ祇園台場ニ御出馬、各所ノ放発ヲ見玉ヒ、祇園砲台射擲ノ度数等指揮セラレタリ」(「御城下数カ所砲台操練」、『忠義』三、史料番号二二八、二二二頁)、「二月廿七日、操練場ニ於テ御旗本及ヒ両御城下警衛隊操練催サレ、太守公御出馬アラセラレタリ、本日長州征討出軍奉命ノ人員モ隊員ノ中ニアリ、畢リテ御城下諸所砲台遠撃操練モ同所ヨリ御覽アラセラレタリ」(「火操練御出馬」、『忠義』三、史料番号二四五、二三四頁)、「四月五日、調練場ニ於テ長州征討出軍ノ隊兵操練催サレ、御名代島津周防殿(島津忠鑑)及ヒ国老喜入撰津其他出軍ノ輩モ出張、攻城野戦ノ操練ヲナセリ」(「長州征討軍隊大操練」、『忠義』三、史料番号二七一、二七八頁)、「五月十日、御城下各所砲台遠撃操練催サレ、太守公祇園砲台ニ御出馬アラセラレタリ」(「御城下各所砲台遠撃操練」、『忠義』三、史料番号三〇四、三一六頁)、「五月十五日、操練場ニ於テ長州征討出軍奉命ノ大小砲隊調練ヲ催サレタリ(略)此日御名代周防殿初諸役者モ皆出場セリ」(「長州征討軍隊操練」、『忠義』三、史料番号三〇八、三二二頁)などが見られる。なお、久光も

「二月二十八日、在京兵隊不時ノ操練ヲ岡崎邸内ニ於テ催サレ、国父公親臨セラレタリ」(「在京操練久光公親臨」、『忠義』三、史料番号二四九、二五二頁)と、滞京中に操練を実施させている。

(50) 『大日本維新史料稿本マイクロ版集成』、東京大学出版会、一九九七年。なお、東京大学出版会『維新史料綱要』五(元治元年四月是月条、昭和五十六年復刻、二四四頁)によると、「鹿児島藩主島津茂久、大勢の一変に应じて、富強の宏図を定むべきを家老等に論し、各忠誠を尽し、所見を披瀝せしむ」とある。

(51) 『忠義』一、史料番号一一六、八五頁

(52) 「道嶋正亮存寄書」(六月二十八日、『忠義』三、史料番号三三三、三四七～三四八頁)によると、「議政所トイフ名目被召建候付、存寄ノ輩ハ何分可申上旨被仰出候」とあり、広く意見を求めていることから、下級藩士の言論洞開の場としての機能も併せ持っていた。

(53) 「議政所創立ノ達署」(六月、『忠義』三、史料番号三二二、三三三～三三三頁)

(54) 「議政所取建上申書」(六月、『忠義』三、史料番号三二二、三三四～三三五頁)